

諮詢庁：防衛大臣

諮詢日：平成27年11月26日（平成27年（行情）諮詢第700号）

答申日：平成28年5月25日（平成28年度（行情）答申第76号）

事件名：「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「『我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律』に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て（2015.5.18 - 本本B234で特定された後につづられたもの）＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、次の2文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

文書1 東シナ海の領海防衛に対する政府の考え方に関する質問主意書（平成27年6月22日提出 質問第289号）

文書2 内閣衆質189第289号 平成27年6月30日（平成27年6月30日受領答弁第289号）

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成27年8月28日付け防官文第13262号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、PDF形式以外の電磁的記録の特定を求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における國の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものであ

る。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定された P D F ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成 22 年度（行情）答申第 538 号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定された P D F ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成 24 年 4 月 4 日付け防官文第 4639 号）についても特定を求める。

平成 24 年 4 月 4 日付け防官文第 4639 号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

（2）意見書

平成 27 年 4 月 22 日付け防官文第 7004 号で改めて開示決定を受けた、請求受付番号：2012.12.18-本本 B891 対象文書において、諮詢庁は、前回開示において不開示としていた部分に墨消し措置を施して複写の交付を行っている。

これについては前回開示と見比べたため、異議申立人はその誤りを指摘することができたが、第 1 回開示であったなら指摘は不可能であった。

こうした事実から、「欠落している情報はなく」との諮詢庁の態度は謙虚さに欠けており、慎重に確認を行うべきである。

第 3 訒問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「『我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律』に関する、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て（2015.5.18-本本 B234 で特定された後につづられたもの）＊電磁的記録が存在する場合、

その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、これに対して法11条の規定を適用し、開示決定期限を延長した上で、まず本件対象文書について、法9条1項の規定に基づき、平成27年8月28日付け防官文第13262号により原処分を行った。

2 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式であり、それ以外の電磁的記録は保有していない。

なお、異議申立人は処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式まで明示していない。

(2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態なく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

(3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、本件異議申立てが提起された時点においては、異議申立人から開示の実施の申し出がなされていないことから開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

(4) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成27年11月26日	諮詢の受理
② 同日	諮詢庁から理由説明書を收受
③ 平成28年1月5日	異議申立人から意見書を收受
④ 同年5月23日	審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」に関して行政文書ファイル等につづられた文書（別件開示請求で特定された以降のもの）である。

異議申立人は、本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録の特定を求めており、諮詢庁は、本件対象文書を開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮詢庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、防衛政策局防衛政策課（以下「防衛政策課」という。）が保有しているPDF形式の電磁的記録であり、防衛省において、当該電磁的記録以外に本件対象文書の電磁的記録は保有していない。

イ 本件対象文書は衆議院のホームページにPDF形式で掲載されている質問主意書及び答弁書の電磁的記録である。

ウ 防衛政策課は、上記イのホームページから取得した本件対象文書を保有していたことから本件対象文書を特定したものであり、それ以外の電磁的記録は取得していない。

(2) 本件対象文書については、PDF形式の電磁的記録以外に電磁的記録は保有していない旨の諮詢庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他にPDF形式以外の電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、

本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。
(第2部会)
委員 白井玲子、委員 池田綾子、委員 中川丈久